

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

新生信託銀行株式会社(以下、「当社」といいます)は、2017年5月26日に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、下記の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を制定し、公表いたします。

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当社は、証券化専門の信託銀行として、株式会社新生銀行(以下、「新生銀行」といいます)を中核とする新生銀行グループの一翼を担い、様々な電子決済等代行業者(パートナー)との積極的な連携・協働を通じて、顧客情報の保護を図りながら、当該企業が行う新たなサービスの提供に協力するとともに、進化する技術革新や多様化するお客さまのニーズに対応し、当社のお客さまの利便性・体験価値向上や当社及び新生銀行グループ会社の機能を活用した革新的金融サービスの創造・提供を目指してまいります。

当社は、信託による証券化商品の提供を専門とし、預金に関しては、新生銀行から広くインターネットを通じたサービスを提供するビジネスモデルを採用しており、APIを通じたサービスは新生銀行が提供していく方針です。

オープンAPIの体制整備

[新生銀行のホームページをご参照ください。](#)

オープンAPIに係るシステムに関する事項

[新生銀行のホームページをご参照ください。](#)

連携・協働に係る連絡先

[新生銀行のホームページをご参照ください。](#)

その他参考情報

[新生銀行のホームページをご参照ください。](#)

以上